

函館市職員の退職管理に関する規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第38条の2および第60条第4号から第7号までならびに函館市職員の退職管理に関する条例（平成27年函館市条例第57号。以下「条例」という。）第3条および第4条の規定に基づき、職員の退職管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(法第38条の2第1項の離職前5年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者)

**第2条** 法第38条の2第1項の離職前5年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者として規則で定めるものは、再就職者（同項に規定する再就職者をいう。以下同じ。）が離職前5年間に就いていた職が廃止された場合における当該再就職者が当該職に就いていた時に担当していた職務を担当している役職員（同項に規定する役職員をいう。以下同じ。）が属する執行機関の組織等（同項に規定する地方公共団体の執行機関の組織等をいう。以下同じ。）（当該再就職者が当該職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等を除く。）に属する役職員とする。

(子法人)

**第3条** 法第38条の2第1項の国家公務員法（昭和22年法律第120号）第106条の2第1項に規定する子法人の例を基準として規則で定めるものは、一の営利企業等（法第38条の2第1項に規定する営利企業等をいう。以下同じ。）が株主等（株主もしくは社員または発起人その他の法人の設立者をいう。）の議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法（平成17年法律第86号）第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下同じ。）の総数の100分の50を超える数の議決権を保有する法人をいい、一の営利企業等およびその子法人または一の営利企業等の子法人が株主等の議決権の総数の100分の50を超える数の議決権を保有する法人は、当該営利企業等の子法人とみなす。

(退職手当通算法人)

**第4条** 法第38条の2第2項の規則で定める法人は、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）とする。

(退職手当通算予定職員)

**第5条** 法第38条の2第3項の特別の事情がない限り引き続いて選考による採用が予定されている者のうち規則で定めるものは、退職手当通算法人(同条第2項に規定する退職手当通算法人をいう。以下この条において同じ。)の役員または退職手当通算法人に使用される者となるため退職する時に函館市職員退職手当条例(昭和59年函館市条例第5号)の規定による退職手当の支給を受けないこととされている者とする。

(法第38条の2第4項の内部組織の長に準ずる職)

**第6条** 法第38条の2第4項の地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長に準ずる職であって規則で定めるものは、次に掲げる職とする。

- (1) 一般職の職員の給与に関する条例(昭和26年函館市条例第15号。以下「給与条例」という。)別表4(1)の表8級の項第2号に規定する職および給与条例別表4(3)の表5級の項に規定する職ならびに初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和62年函館市規則第29号。以下「初任給等規則」という。)別表第1(1)の表8級の項各号に規定する職および初任給等規則別表第1(2)の表5級の項に規定する職
- (2) 函館市企業局職員の給与に関する規程(平成23年函館市企業局規程第25号。以下「企業局給与規程」という。)別表第4(1)の表8級の項に規定する職
- (3) 函館市病院局職員の給与に関する規程(平成18年函館市病院局規程第17号。以下「病院局給与規程」という。)別表第5(1)の表8級の項に規定する職および病院局給与規程別表第5(3)の表5級の項第1号に規定する職
- (4) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号)附則第2条第1項の規定に基づきなお従前の例により在職する函館市教育委員会教育長(以下「旧教育長」という。)

(法第38条の2第4項の内部組織の長等の職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者)

**第7条** 法第38条の2第4項の地方自治法第158条第1項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長または前条で定める職(以下この条において「内部組織の長等の職」という。)に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者として規則で定めるものは、再就職者が離職した日の5年前の日より前に就いていた内部組織の長等の職が廃止された場合における当該再就職者が当該内部組織の長等の職に就いていた時に担当していた

職務を担当している役職員が属する執行機関の組織等（当該再就職者が当該内部組織の長等の職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等を除く。）に属する役職員とする。

（法第38条の2第5項の在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者）

**第8条** 法第38条の2第5項の在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者として規則で定めるものは、再就職者が離職前に就いていた職が廃止された場合における当該再就職者が当該職に就いていた時に担当していた職務を担当している役職員が属する執行機関の組織等（当該再就職者が当該職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等を除く。）に属する役職員とする。

（地方公共団体等の事務または事業と密接な関連を有する業務）

**第9条** 法第38条の2第6項第1号の地方公共団体または国の事務または事業と密接な関連を有する業務として規則で定めるものは、地方独立行政法人が行う業務とする。

（行政庁等への権利行使等に類する場合）

**第10条** 法第38条の2第6項第2号の規則で定める場合は、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分がされていないと思料するときに、当該処分をする権限を有する行政庁に対し、その旨を申し出て、当該処分をすることを求める場合とする。

（再就職者による依頼等により公務の公正性の確保に支障が生じないと認められる場合）

**第11条** 法第38条の2第6項第6号の規則で定める場合は、同号の要求または依頼に係る職務上の行為が電気、ガスもしくは水道水の供給または日本放送協会による放送の役務の給付を受ける契約に関する職務その他役職員の裁量の余地が少ない職務に関するものである場合とする。

（再就職者による依頼等の承認の手続）

**第12条** 法第38条の2第6項第6号の承認を得ようとする再就職者は、別記第1号様式の申請書により任命権者に申請しなければならない。

（法第38条の2第8項の部長または課長に相当する職）

**第13条** 法第38条の2第8項の国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第21条第1項に規定する部長または課長の職に相当する職として規則で定めるものは、次に掲げる職とする。

- （1） 給与条例別表4（1）の表6級の項各号および7級の項各号に規定する職ならびに給与条例別表4（3）の表4級の項に規定する職ならびに初任給等規則別表第1（1）の表6級の項各号および7級の項各号に規定する職
- （2） 企業局給与規程別表第4（1）の表6級の項および7級の項に規定する職
- （3） 病院局給与規程別表第5（1）の表6級の項各号および7級の項各号に規定する職、病院局

給与規程別表第5(3)の表4級の項および5級の項第2号に規定する職，病院局給与規程別表第5(4)の表6級の項および7級の項に規定する職ならびに病院局給与規程別表第5(5)の表6級の項，7級の項および8級の項に規定する職

(法第38条の2第8項の部課長等の職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者)

**第14条** 法第38条の2第8項の国家行政組織法第21条第1項に規定する部長または課長の職に相当する職（以下この条において「部課長等の職」という。）に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者として規則で定めるものは，再就職者が離職した日の5年前の日より前に就いていた部課長等の職が廃止された場合における当該再就職者が当該部課長等の職に就いていた時に担当していた職務を担当している役職員が属する執行機関の組織等（当該再就職者が当該部課長等の職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等を除く。）に属する役職員とする。

(法第60条第4号の離職前5年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者)

**第15条** 法第60条第4号の離職前5年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者として規則で定めるものは，第2条に定めるものとする。

(法第60条第5号の内部組織の長に準ずる職)

**第16条** 法第60条第5号の地方自治法第158条第1項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長の職に準ずる職であつて規則で定めるものは，第6条に定めるものとする。

(法第60条第5号の内部組織の長等の職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者)

**第17条** 法第60条第5号の地方自治法第158条第1項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長または前条で定める職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者として規則で定めるものは，第7条に定めるものとする。

(法第60条第6号の在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者)

**第18条** 法第60条第6号の在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者として規則で定めるものは，第8条に定めるものとする。

(法第60条第7号の部長または課長に相当する職)

**第19条** 法第60条第7号の国家行政組織法第21条第1項に規定する部長または課長の職に相当する職として規則で定めるものは，第13条に定めるものとする。

(法第60条第7号の部課長等の職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者)

**第20条** 法第60条第7号の国家行政組織法第21条第1項に規定する部長または課長の職に相当する職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者として規則で定めるものは、第14条に定めるものとする。

(管理または監督の地位にある職員の職)

**第21条** 条例第3条の管理または監督の地位にある職員の職として規則で定めるものは、次に掲げる職とする。

(1) 給与条例別表4(1)の表6級の項各号、7級の項各号および8級の項各号に規定する職ならびに初任給等規則別表第1(1)の表6級の項各号、7級の項各号および8級の項各号に規定する職

(2) 企業局給与規程別表第4(1)の表6級の項、7級の項および8級の項に規定する職

(3) 病院局給与規程別表第5(1)の表6級の項各号、7級の項各号および8級の項に規定する職

(4) 旧教育長

(任命権者への再就職の届出を要しない場合)

**第22条** 条例第3条の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 任命権者またはその委任を受けた者の要請に応じ地方公務員または国家公務員(以下この号において「地方公務員等」という。)となるため退職し、引き続き地方公務員等となった場合

(2) 法第28条の4第1項または第28条の5第1項の規定により職員として採用された場合

(任命権者への再就職の届出)

**第23条** 条例第3条の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 氏名

(2) 生年月日

(3) 離職時の職

(4) 離職日

(5) 再就職日

(6) 再就職先の名称および所在地

(7) 再就職先の業務内容

(8) 再就職先における地位

2 条例第3条の規定による届出は、別記第2号様式の届出書によりしなければならない。

(公表事項)

**第24条** 条例第4条第2項の規則で定める事項は、前条第1項各号(第2号および第7号を除く。)

に掲げる事項とする。

#### 附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

**別記第1号様式** (第12条関係)

**別記第2号様式** (第23条関係)